

# 商工「すど かわら版

第212号  
小須戸  
商工会

〔2月の  
花  
梅〕



## 小須戸商工会

### 新春賀詞交歓会を開催

恒例の新春賀詞交歓会が一月二十五日(木)小須戸商工会館において、熊倉淳一秋葉区長、市議会議員はじめ関係機関・関係団体の方々をご来賓にお迎えし、大勢の会員事業所からご参加いただき、盛大に開催されました。

第一部の新春経済講演会では、山口副会長の開会の挨拶で始まり、日本銀行新潟支店次長 津田忠様より「新潟県の経済情勢」と題して、講演が行われました。



講演会終了後、会場を矢代田「江戸っ子」に移し、第二部の祝賀会が開催されました。会の冒頭、木村会長は、「我が国経済はアベノミクス効果や二〇二〇年に開催される東京オリンピック・パラリンピック関連の需要等を背景に景気の拡大が続いており、県内経済においても、国・県・市の経済政策等より緩やかながらも、景気が回復しているようだが、業種企業規模によって景況感のバラツキがあり、中小・小規模事業者の多くはその実感を得られていない。また、深刻化する人手不足、人口減少による消費の低迷、経営者の高齢化や後継者不足など、容易に解決できない課題を抱えており、厳しさを増している。このような状況の中、商工会は国から認可を受けた経営発達支援事業を、今年度から五年間の重点事業として取り組んでおり、会員皆様のご商売が持続的に発展するよう、きめ細かく寄り添った、伴走型支援を推進すると共に、地域経済全体の活性化を目指してまいります。」と新

年の挨拶があり、出席者に理解と協力を呼びかけました。

続いて、熊倉淳一秋葉区長、阿部松雄市議会議員副議長、渡辺仁市議会議員、青野寛一市議会議員、栗原学市議会議員から、それぞれ今後の商工会に対する期待と政策支援を交えた内容の挨拶を頂戴し、次に来賓の紹介が行われ、星田副会長の開会の挨拶の後、北本安延新津商工会議所副会頭から乾杯のご発声をいただき祝宴に入りました。



会場内は、新年の挨拶を交わす参加者や、新しい年に向けての抱負を語りあう光景など新年にふさわしい祝賀会となり、終始和やかな雰囲気の中、盛会のうちに終了しました。

### 二月一日から年金事務所における窓口が一部変更になりました

新潟東年金事務所の厚生年金保険・健康保険・船員保険の「適用・徴収業務」を新潟西年金事務所に移管・集約しました。

これに伴い、新潟東年金事務所管轄でありました新潟市北区、東区、江南区、秋葉区、南区、中央区(信濃川以东の地域)、五泉市、東蒲原郡における事業主の皆様の手続きやご照会などの窓口が、新潟西年金事務所へ変更になりました。平成三十年二月一日以降は、新潟西年金事務所へご照会ください。

【問い合わせ先】  
新潟西年金事務所

(〇二五―二二五―三〇〇八)

【届書について】

届書は事務センターで一括処理しており、年金事務所へ提出頂いた場合、事務センターへ回送しています。

直接郵送いただくことで、健康保険被保険者証や通知書等を早くお届けできますので、直接郵送をお願いします。

【送付先】

日本年金機構 新潟事務センター  
 〒九五〇・八六一一  
 新潟市中央区弁天三・二・三  
 ニッセイ新潟駅前ビル二階

【その他】

年金相談及び国民年金に関する業務は、引き続き新潟東年金事務所及び新潟西年金事務所で行っています。

協会けんぽ新潟支部

移転のお知らせ

全国健康保険協会新潟支部が移転となりますのでお知らせします。

【移転日】

平成三十年二月十三日（火）

【移転先】

〒九五〇・八五一三  
 新潟市中央区東大通二・四・四  
 日生不動産東大通ビル三階  
 (〇二五・二四二・二〇二六〇)

【その他】

移転に伴い、加入者や事業主の皆様にお願ひする手続きはありません。

保険証等に新潟支部の旧所在地が記載されていますが、移転に伴う交換は行いません。

申請書等の郵送によるお手続きは、平成三十年二月十二日（月）投函分から新所在地へお送りください。

商工会・青色申告会による

決算申告相談会の一案内

今年も小須戸商工会と小須戸青色申告会共催で、税理士による決算申告相談会を開催いたします。

無料です。是非、「ご利用下さい。」

◎日 時：平成三十年

二月二十六日（月）

三月 五日（月）

三月 十二日（月）

いずれも午前十時～午後四時

◎会 場：小須戸商工会館

◎相談員：関東甲信越税理士会

新津支部 派遣税理士

江島 秀世 先生

☆ご相談には事前に予約が必要で

☆商工会までお申込み下さい。

☆原則、事業所得等の決算書が完成

している方が対象となります。

◇平成二十九年分確定申告・納付期

限は、次のとおりです。

・所得税

平成三十年三月十五日（木）

・個人事業者の消費税・地方消費税

平成三十年四月二日（月）

※振替納税ご利用の場合、所得税の

振替日は四月二十日（金）、消費

税・地方消費税の振替日は四月二

十五日（水）です。税金の納付には

便利な振替納税を利用しましょう。

振替日の二～三日前には、預貯金

口座の残高をお確かめください。

◇手続きは、金融機関の届出印と口

座番号をご用意の上、商工会まで

お問合せください。

新津税務署から

マイナンバーに関するお知らせ

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続きの効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。

これに伴い、平成二十八年分以降の所得税及び復興特別所得税や贈与税の申告書の提出の際には、左記の通りご対応をお願いします。

【マイナンバーの記載】

申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などのマイナンバーの記載が必要です。

【本人確認書類の提示又は

写しの添付】

申告者ご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類の提示等は不要です。

本人確認（番号確認・身元確認）

を行う際の書類については、個人番号カード（マイナンバーカード）、または左記の中から番号確認書類と身元確認書類をそれぞれご用意ください。

番号確認書類

通知カード、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるもの） など

身元確認書類

運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード など

※ご自宅等からの e-Tax（電子申告）の送信の場合、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要となっています。